

保育施設申し込みに関する確認同意書（提出用）

保育が必要と認定され、保育施設に入所した場合にはいろいろと決まりを守っていただく必要があります。次のことをよく読んで理解して、チェックと署名をしてください。

	項 目	チェック欄
1	申込内容と事実が虚偽または異なる場合は入所決定の取消または退所となります。	
2	申込後や入所後に、次のような変更等があった場合にはすみやかに報告をお願いいたします（内定前は保育課、内定後は園まで）。 <ul style="list-style-type: none"> ・住所や家族構成の変更 ・妊娠・婚姻や離婚等 ・就労先の変更や就労時間の変更等 ※報告が遅くなると、入所取消や退所になることがあります	
3	入所決定した場合は毎日通うことを考えて、十分にご検討いただき、希望施設を書いてください。	
4	保育の必要性が高い人から入所調整するため、希望施設に必ず入所できる保証はありません。「希望施設以外は調整不要」にした場合にはどこにも入所できないことがあります。	
5	入所した場合は、年度内に通う保育施設を変えることは原則できません。変更を希望する場合は、翌年度の4月入所で申込が必要です。また、必ず変更できる保証はありません。	
6	入所する意思が無くなった場合や市外に転出する場合は保育課までご連絡をお願いします。	
7	求職で入所決定した場合は入所した月から3カ月の間に就労しないと退所となります。	
8	「就労予定で入所したが、実際に就かなかった」 「育児休業明けで入所したが、育児休業前の職場を辞めてしまい、復帰しなかった」 「申込時と入所時で職場が変わってしまった」 など申請時と入所時で事実が異なっている場合には <u>入所審査の公平性から退所または入所取消になる場合があります。</u>	
9	入所後に弟妹が誕生し、制度上の育児休暇（就業規則に則った育児休暇を含む）を取得するときには弟妹が1歳になるまでに限って上の子の保育施設の利用を認めます。	
10	次の方は、申込みは可能ですが、審査は入園希望月の2か月前になるため、結果送付もその時期になります（途中入園の審査対象になります）。 <ul style="list-style-type: none"> ・市外から佐野市に4月以降に転入予定の方 ・入園希望月が1月～3月で、その間に法律上の育児休業期間が終わり、従前の職場に復帰を希望する方 ・制度上の育児休業以外の理由で5月以降の入園を希望する方 	
11	発達状況で個別に支援が必要な児童や療育を利用中（利用予定を含む）の児童は、佐野市の嘱託医に入所判断を確認の上、入園保留となる場合があります。詳細は保育課にご相談ください。	
12	疾病状況で個別に支援が必要な児童は、主治医等に入所判断を確認の上、入園保留となる場合があります。詳細は保育課にご相談ください。	
13	入所後の利用者負担（保育料や給食費）や諸経費については、毎月定められた日に納入してください。納入しない場合には法に基づき滞納処分することがあります。また、継続利用を認めないことがあります。	

佐野市長 宛
 以上のことを確認し、同意します。

年 月 日

住所：

児童氏名

（署名欄） ※保護者が2人の場合は2人の署名が必要です。

保護者① 氏名 児童との続柄（ ）

保護者② 氏名 児童との続柄（ ）

入園申請された保護者のみなさまへ

保育施設申し込みに関する確認事項（保管用）

保育が必要と認定され、保育施設に入所した場合にはいろいろと決まりを守っていただく必要があります。次のことをよく読んで理解してください。

	項 目
1	申込内容と事実が虚偽または異なる場合は入所決定の取消または退所となります。
2	申込後や入所後に、次のような変更等があった場合にはすみやかに報告をお願いいたします（内定前は保育課、内定後は園まで）。 ・住所や家族構成の変更 ・妊娠・婚姻や離婚等 ・就労先の変更や就労時間の変更等 ※報告が遅くなると、入所取消や退所になることがあります
3	入所決定した場合は毎日通うことを考えて、十分にご検討いただき、希望施設を書いてください。
4	保育の必要性が高い人から入所調整するため、希望施設に必ず入所できる保証はありません。「希望施設以外は調整不要」にした場合にはどこにも入所できないことがあります。
5	入所した場合は、年度内に通う保育施設を変えることは原則できません。変更を希望する場合は、翌年度の4月入所で申込が必要です。また、必ず変更できる保証はありません。
6	入所する意思が無くなった場合や市外に転出する場合は保育課までご連絡をお願いします。
7	求職で入所決定した場合は入所した月から3カ月の間に就労しないと退所となります。
8	「就労予定で入所したが、実際に就かなかった」 「育児休業明けで入所したが、育児休業前の職場を辞めてしまい、復帰しなかった」 「申込時と入所時で職場が変わってしまった」 など申請時と入所時で事実が異なっている場合には 入所審査の公平性から退所または入所取消になる場合があります。
9	入所後に弟妹が誕生し、制度上の育児休暇（就業規則に則った育児休暇を含む）を取得するときには弟妹が1歳になるまでに限って上の子の保育施設の利用を認めます。
10	次の方は、申込みは可能ですが、審査は入園希望月の2か月前になるため、結果送付もその時期になります（途中入園の審査対象になります）。 ・市外から佐野市に4月以降に転入予定の方 ・入園希望月が1月～3月で、その間に法律上の育児休業期間が終わり、従前の職場に復帰を希望する方 ・制度上の育児休業以外の理由で5月以降の入園を希望する方
11	発達状況で個別に支援が必要な児童や療育を利用中（利用予定を含む）の児童は、佐野市の嘱託医に入所判断を確認の上、入園保留となる場合があります。詳細は保育課にご相談ください。
12	疾病状況で個別に支援が必要な児童は、主治医等に入所判断を確認の上、入園保留となる場合があります。詳細は保育課にご相談ください。
13	入所後の利用者負担（保育料や給食費）や諸経費については、毎月定められた日に納入してください。納入しない場合には法に基づき滞納処分することがあります。また、継続利用を認めないことがあります。